

日本顎変形症学会認定医（矯正歯科）制度細則

2018-4-23

## 特定非営利活動法人日本顎変形症学会認定医（矯正歯科）制度細則

2018年6月●日総会承認

### 第1章 総則

第1条 特定非営利活動法人日本顎変形症学会認定医（矯正歯科）制度の施行にあたって、認定医制度規則（以下、規則という）に定めるものの他、必要な事項については、この細則による。

第2条 本細則に定めるものの他、認定医認定施行等に関し必要な事項は別に定める。

### 第2章 認定医

#### 第1節 認定医の申請資格

第3条 認定医の認定を申請する者（以下、認定医申請者という）の資格については、規則第7条に定めるものの他、次の各条について審査する。

第4条 規則第7条第3号に規定する研修期間「通算5年以上」は、認定医申請者が医療施設に在籍（職）した期間であること。

2 認定医申請者が、医療施設長の指示または許可を得て、所属施設以外の医療施設において、顎変形症に関連した診療に従事した場合は、認定医審査会において調査の上、その在籍期間を換算して、研修期間に通算することができる。

3 前項に該当する申請は、次の各号に掲げる証明書を添付しなければならない。

- 1) 当該医療施設において顎変形症に関連した診療に従事した旨の施設長の証明書
- 2) 当該医療施設の機関の長が発行する在籍（職）証明書もしくは勤務期間証明書

第5条 認定医申請者は、次の各号に定める項目について、所定の研修実績を修めなければならない。

- 1) 学会参加・発表：直近の5年間で本学会が主催する総会・学術大会に3回以上、本学会が主催する教育研修会に1回以上参加しなければならない。また、学術大会で筆頭者として発表を行わなければならない（発表時期は規定しない）。
- 2) 研修単位：本学会が主催する総会または指定する関連学会（別表2）への参加・発表および論文発表により別表1に定める単位、120単位以上の研修実績を修めなければならない。

第6条 認定医申請者は、次の各号に定める項目について、所定の診療実績を修めなければならない。

- 1) 顎変形症治療：医療施設長の下で顎変形症の診断、治療計画、矯正治療を5例以上経験しなければならない。

2 規則第8条第7号に規定する診療実績報告書については、申請者の所属する医療施設長の証明を必要とする。

第7条 認定医申請者は、次の各号に定める論文業績を有していなければならない。

- 1) 顎変形症に関する学術論文を發表すること。論文は、顎変形症学会雑誌に掲載されたものが望ましい。
- 2) 別表3に定める「指定学術雑誌」に掲載された顎変形症に関する論文は業績として認める。ただし、「指定学術雑誌」以外の論文については、認定医審査会の審査により、論文業績として認めることがある。

## 第2節 認定医の認定方法

第8条 書類審査により受験申請資格ありと認められた認定医申請者に対し、試験を行う。

- 1) 試験は、医の倫理、顎変形症治療全般等について筆記試験、口頭試問により行う。日本矯正歯科学会の認定医資格を有さない場合は別に定める症例審査を行う。
- 2) 試験の実施と評価は、認定医審査会が行い、その結果を認定医制度委員会に答申する。
- 3) 試験の実施方法等は別に定める。

第9条 認定医としての適否の判定は認定医審査会が行うものとし、その結果を認定医制度委員会に答申するものとする。

- 2) 認定医制度委員会は、答申内容を審議のうえ認定医資格を認定し、理事会に答申する。

## 第3章 資格の更新

第10条 認定資格の更新は5年毎に行うものとする

### 第1節 資格更新の申請方法

第11条 認定医の資格更新を申請する者は、次の各号に定める申請書類に、資格更新審査料を添えて認定医制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 資格更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 最近5年間の研修実績報告書
- 4) 最近5年間の診療実績報告書
- 5) 認定証

### 第2節 資格更新の審査ならびに認定方法

第12条 資格更新の審査は、認定医制度委員会が申請書類により行う。適否の判定は、出席委員の3分の2以上の賛成によるものとし、理事会に答申し承認を得るものとする。

第13条 所定の更新手続を完了した申請者は、特定非営利活動法人日本顎変形症学会認定医（矯正歯科）として引続き登録され、認定証を交付される。

### 第3節 資格更新の要件

第14条 認定医の資格更新の要件は、次の各号を満たすものとする。

- 1) 学会参加・発表：本学会が主催する総会・学術大会に3回以上、本学会が主催する教育

研修会に1回以上参加しなければならない。

- 2) 研修単位：本学会が主催する総会または指定する関連学会（別表2）への参加あるいは発表，および論文発表により，別表1に定める単位，100単位以上の研修実績を修めなければならない。
- 3) 診療実績：5年間で手術施行例を含む3症例以上の外科的矯正治療を経験しなければならない。

#### 第4節 資格更新の保留

第15条 資格更新を申請予定の者が，所定の期間内に必要な要件を満足できなかったときには，認定医制度委員会へ資格更新保留申請書を提出し，許可を受けなければならない。

2 前項の保留申請が許可されたとき，その保留期間は1年を限度とし，これを超えたときは資格を喪失する。ただし，認定医制度委員会が特段の事由があると認めたときは再延長することができる。

#### 第4章 補則

第16条 この細則は，2018年総会翌日から施行する。

第17条 審査料，登録料，更新審査料等の金額は，別に定める。

第18条 この細則の改訂は，理事会の議を経て，評議員会の承認を得なければならない。

## 別表1 認定する研修内容と研修単位

### (1) 学会出席【学会参加証の複写を必要とする】

本学会学術大会（総会） 20 単位

### (2) 学会発表【顎変形症に関連する演題に限る】

本学会発表

筆頭発表者 12 単位

共同発表者 6 単位

シンポジスト 15 単位

教育研修会講演者 15 単位

本学会以外の発表 [抄録の提出を要する]

筆頭発表者 8 単位

共同発表者 4 単位

### (3) 教育研修会などへの参加【修了証の複写あるいは教育研修会講演抄録を必要とする】

本学会主催の教育研修会 10 単位（2 時間）または 15 単位（4 時間）

### (4) 論文【顎変形症に関連する論文に限る】

和文論文 本学会誌 原著論文 筆頭著者 25 単位

共著者 12 単位

その他の論文 筆頭著者 10 単位

共著者 5 単位

その他の指定雑誌 [別刷の提出を要する]

原著論文 筆頭著者 10 単位

共著者 5 単位

その他の論文 筆頭著者 5 単位

共著者 3 単位

英文論文 指定雑誌 原著論文 筆頭著者 15 単位

共著者 8 単位

その他の論文 筆頭著者 8 単位

共著者 3 単位

## 別表2 指定する関連学会

1. 日本口腔外科学会
2. 日本口腔科学会
3. 日本形成外科学会

4. 日本矯正歯科学会
5. 日本補綴歯科学会
6. 日本頭蓋顎顔面外科学会
7. 日本口蓋裂学会
8. 日本顎顔面インプラント学会
9. 日本顎関節学会
10. 日本口腔顎顔面外傷学会
11. 日本口腔インプラント学会
12. 日本矯正歯科学会関連学術団体（7地区学会：北海道、東北、甲北信越、東京、近畿東海、中・四国、九州）
13. 各大学主催の学内学術集会や学術集会
14. その他、認定医委員会が認めた学会

### 別表3 指定する論文掲載雑誌

#### 国内雑誌

1. 日本顎変形症学会雑誌
2. 日本口腔外科学会雑誌
3. 日本口腔科学会雑誌
4. 日本形成外科学会誌
5. Orthodontic Waves および Orthodontic Waves-Japanese Edition
6. 日本補綴歯科学会雑誌
7. 日本頭蓋顎顔面外科学会誌
8. 日本口蓋裂学会雑誌
9. 日本顎関節学会雑誌
10. 口腔顎顔面外傷
11. 日本矯正歯科学会関連学術団体（7地区学会）の定期刊行物
12. 各大学学内誌（顎変形症に関連する論文・要別刷）
13. その他、認定医委員会が認めた学術雑誌

#### 外国雑誌

1. International Journal of Oral and Maxillofacial Surgery
2. Journal of Oral and Maxillofacial Surgery (AAOMS)
3. British Journal of Oral and Maxillofacial Surgery
4. Journal of Oral and Maxillofacial Surgery, Medicine, and Pathology

5. Oral Surgery, Oral Medicine, Oral Pathology and Oral Radiology
6. Journal of Cranio-Maxillofacial Surgery
7. Plastic and Reconstructive Surgery
8. Journal of Korean Association of Oral and Maxillofacial Surgery
9. Maxillofacial Plastic and Reconstructive Surgery
10. Journal of Craniofacial Surgery
11. Head & Neck
12. Journal of the World Federation of Orthodontists
13. The Cleft Palate-Craniofacial Journal
14. American Journal of Orthodontics and Dentofacial Orthopedics
15. Orthodontics and Craniofacial Research
16. Angle Orthodontist
17. Journal of Orthodontics
18. The European Journal of Orthodontics
19. Korean Journal of Orthodontics
20. Australian Orthodontic Journal
21. Journal of Clinical Orthodontics
22. Seminars of Orthodontics
23. Progress in Orthodontics
24. Journal of Dental Research
25. Journal of Oral Rehabilitation

注：学術論文は，上記リスト雑誌に掲載された顎変形症に関連する論文とする。また、論文は上記雑誌に限定されるものでなく，広く顎変形症関係雑誌掲載論文を認める。ただし，その際は別刷の添付を必要とし，その内容を認定委員会が審査する。